

高山市立義務教育学校特認校制実施規則

(目的)

第1条 この規則は、義務教育学校の特色ある教育活動を推進するため、高山市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則（昭和43年高山市教育委員会規則第2号）第2条、第3条及び第3条の2に規定する区域（以下「通学区域」という。）外に就学することを認める制度（以下「特認校制」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(特認校)

第2条 特認校制により就学することができる市立学校（以下「特認校」という。）は、高山市立の義務教育学校とする。

(対象者)

第3条 特認校制により就学することができる者は、当該特認校の通学区域外に居住し、次条の就学の条件を全て満たす児童生徒とする。

2 特認校への就学は、全学年の児童生徒を対象とする。

(就学の条件)

第4条 特認校への就学の条件は、次に掲げる事項を全て満たす場合とする。

- (1) 就学を希望する児童生徒が市内に居住していること又は特認校に就学するまでに市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が特認校の教育活動に賛同し、協力できること。
- (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。
- (4) 原則として、卒業まで就学することができること。

(就学時期)

第5条 特認校の就学時期は、毎年4月1日とする。ただし、高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるときは、この限りでない。

(定員等)

第6条 特認校の受入学年及び人数は、特認校に在籍する児童生徒数を勘案し、教育委員会が毎年定める。

(就学の申請)

第7条 特認校に就学を希望する就学予定者の保護者（以下「申請者」という。）は、校区外就学許可申請書（別記様式第1号）及び校区外就学に関する承諾書（別記様式第2号）を教育委員会が定める期日までに提出しなければならない。

(就学の許可等)

第8条 教育委員会は、前条の規定により提出された申請書及び承諾書に基づき、特認校への就学の可否について審査し、その結果を校区外就学許可通知書（別記様式第3号）又は校区外就学不許可通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(就学の許可の取り消し)

第9条 教育委員会は、特認校への就学を許可した後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、校区外就学許可取消通知書（別記様式第5号。以下「取消通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知があった児童生徒は、特認校への就学が許可される前に指定されていた市立学校に就学するものとする。

(就学校の変更)

第10条 特認校に就学している児童生徒が特認校への就学が困難になった場合は、申請者は、在籍する特認校の校長と協議のうえ、就学校変更届出書（別記様式第6号。以下「届出書」という。）を当該校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 届出書が提出された場合、教育委員会は、取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月2日から施行する。

(高山市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則の一部改正)

2 高山市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則（昭和43年高山市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特例) 第5条 (略) 2～5 (略)	(特例) 第5条 (略) 2～5 (略) <u>6 高山市立義務教育学校特認校制実施規則</u> <u>(令和6年高山市教育委員会規則 号)によ</u> <u>り特認校に就学する場合は第2項の規定に</u> <u>よる申立てがあったものとみなし、第4項の</u> <u>規定による通知は特認校の就学の許可をも</u> <u>って代える。</u>

年 月 日

（あて先）高山市教育委員会

保護者氏名 _____

校区外就学許可申請書

高山市立義務教育学校特認校制実施規則第7条により、次のとおり申請します。

記

児童生徒氏名					
生年月日	年	月	日		
保護者氏名		続柄			
住民登録住所					
電話番号					
就学させたい 義務教育学校 及び学年	高山市立	第	学年		
期 間	年	月	日 から 年	月	日 まで
理 由					

年 月 日

（あて先）高山市教育委員会

児童生徒氏名

保護者氏名

校区外就学に関する承諾書

特認校への校区外就学について、下記事項を承諾します。

記

- (1) 就学を希望する児童生徒が高山市内に居住していること又は特認校に就学するまでに高山市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が特認校の教育活動に賛同し、協力できること。
- (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。
- (4) 原則として、卒業まで就学することができること。

様

高山市教育委員会

校区外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった校区外就学について、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

校区外就学について	許可します
児童生徒氏名	
住 所	
就学する義務教育学校 及び学年	第 学年
期 間	
理 由	

別記様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高山市教育委員会

校区外就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった校区外就学について、次の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様

高山市教育委員会

校区外就学許可取消通知書

年 月 日付け第 号により就学を許可した校区外就学について、次のとおり許可を取り消しましたので、高山市立義務教育学校特認校制実施規則第9条又は第10条の規定により通知します。

記

児童生徒氏名			
義務教育学校名 及び学年	第	学年	
生年月日	年	月	日
保護者氏名		続柄	
住民登録住所			
電話番号			
就学変更する期日	年	月	日
就学変更する学校名 及び学年	第	学年	
許可取り消し の理由			

年 月 日

（あて先）高山市教育委員会

保護者氏名 _____

就学校変更届出書

下記のとおり特別の事情がありますので、就学校の変更を届け出ます。

記

児童生徒氏名	
生年月日	年 月 日
変更予定日	年 月 日
特認校への就学が 困難になった理由 ※どちらかに☑をつけて ください。 ※「その他に☑の場合」 は、理由を記入してくだ さい。	<input type="checkbox"/> 転居（住所： _____ ） <input type="checkbox"/> その他 理由 _____